

赤字部分を記入

青字部分に注意

## 実務経験証明書

(用紙A4)

下記の者は、**建築一式** 工事に関し、下記のとおり実務の経験を有することに相違ないことを証明します。

令和元年 5 月 1 日

業種名を記載

使用者が証明者となる

必ず押印  
法人：会社印  
個人：実印奈良市登大路町30番地  
(株)登大路建設  
代表取締役 登大路 太郎

証明者の立場から見た技術者との関係を記載

証 明 者

被証明者との関係 **従業員**

働いている（働いていた）期間を記載する

技 術 者 の 氏 名	登大路 四郎	生年月日	昭和48年9月2日	使用された期間	平成10年1月から 平成31年4月まで	
使 用 者 の 商 号 又 は 名 称	(株)登大路建設					
職 名	実 務 経 験 の 内 容			実 務 経 験 年 数		
技術担当	大路邸新築工事	他	〇件	平成20年4月から平成21年3月まで		
技術担当	霞ヶ関邸新築工事	他	〇件	平成21年4月から平成22年3月まで		
技術担当	郡山邸新築工事	他	〇件	平成22年4月から平成23年3月まで		
技術担当	香芝邸リフォーム工事	他	〇件	平成23年4月から平成24年3月まで		
技術担当	奈良県庁舎改築工事	他	〇件	平成24年4月から平成25年3月まで		
技術主任	生駒市庁舎修繕工事	他	〇件	平成25年4月から平成26年3月まで		
技術主任	県立図書館改築工事	他	〇件	平成26年4月から平成27年3月まで		
技術主任	橿原ビル増築工事	他	〇件	平成27年4月から平成28年3月まで		
工事部長	中学校増改築工事	他	〇件	平成28年4月から平成29年3月まで		
工事部長	桜井商店リフォーム工事	他	〇件	平成29年4月から平成30年3月まで		
				年 月から	年 月まで	
				年 月から	年 月まで	
				年 月から	年 月まで	
				年 月から	年 月まで	
				年 月から	年 月まで	
使用者の証明を得ることができない場合はその理由	<div data-bbox="596 1955 963 2056" data-label="Text"> <p>具体的な工事名を記載する 可の例：大路邸新築工事 不可の例：建築工事</p> </div> <div data-bbox="569 2211 1327 2309" data-label="Text"> <p>使用者の証明を得ることができない場合、その理由を記載 例：「使用者が解散（倒産）したため」「疎遠のため」 ※この場合でも、証明書類は原則として必要です</p> </div>			合計	満 10 年 0 月	

## 記載要領

- この証明書は、許可を受けようとする建設業に係る建設工事の種類ごとに、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 「職名」の欄は、被証明者が所属していた部課名等を記載すること。
- 「実務経験の内容」の欄は、従事した主な工事名等を具体的に記載すること。
- 「合計 満 年 月」の欄は、実務経験年数の合計を記載すること。

## Q & A

Q1 実務経験とはどのようなものですか？

A1 建設工事の施工に関する技術上のすべての経験をいいます。いわゆる「見習い」の期間も実務経験に含まれます

Q2 実務経験が何年以上あれば、専任技術者になることができますのでしょうか？

A2 ①10年以上、②高校の指定学科卒業後5年以上、③大学もしくは高専の指定学科卒業後3年以上、のいずれかを満たせば、専任技術者になれます。指定学科については、業種ごとに異なりますので、詳細については「建設業許可申請の手引き」の47ページをご覧ください

Q3 建設関連の専門学校を卒業したのですが、専任技術者になるには実務経験が何年必要ですか？

A3 10年必要です。いわゆる専門学校の卒業資格をもって、必要な実務経験を短縮することはできません

Q4 一定の国家資格については、実務経験が必要であると聞いたのですが、具体的にはどのような意味でしょうか？

A4 国家資格取得後、その資格に係る業種に関して、定められた年数の実務経験が必要ということです。例えば、第2種電気工事士の場合、免状取得後3年間の実務経験が必要となっています

Q5 必要な年数分の実務経験があることをもって専任技術者になりたいのですが、証明する書類がありません。この場合、専任技術者にはなれますか？

A5 なれません。証明に際しては、記載事項を証明する書類が必要です。詳細については、「建設業許可申請の手引き」の17ページをご覧ください

Q6 法人で働いていたのですが、社会保険に未加入でした。この場合、当該期間は実務経験期間に算入できますか？

A6 できません

Q7 法人で働いていたのですが、同じく当該法人で働いている夫の被扶養者になっていました。この場合、当該期間は実務経験期間に算入できますか？

A7 Q6と同じく、できません

Q8 10年間、土木工事業とほ装工事業に携わってきました。この場合、実務経験が10年以上あるので、土木工事業とほ装工事業の両方の専任技術者になることができますか？

A8 できません。どちらか一方（ここでは土木工事業かほ装工事業のいずれか）のみの専任技術者になることができます。「建設業許可事務ガイドライン」において、「経験が重複しているものにあっては二重に計算しない」となっているためです

Q9 とび・土工工事業の許可をもっている法人で働いていましたが、その法人においてとび・土工工事業の完成工事高がありません。この期間は、実務経験として認められますか？

A9 認められません

Q10 「実務経験10年以上」というのは、連続10年でしょうか？

A10 いいえ。通算で10年以上です

Q11 勤めていた法人が解散しています。証明書類はあるので、当時の経験を実務経験に算入しようと思うのですが、この場合、証明者は誰になるのでしょうか？

A11 原則として、当時の役員が「元役員」として証明者になります。その際、「使用者の証明を得ることができない場合はその理由」欄に「使用者が解散したため」とご記入ください

Q12 法人を設立しました。個人事業主のときの実務経験をもとに、専任技術者になろうと思うのですが、証明者は誰になるのでしょうか？

A12 個人事業主が証明者になります

Q13 5年前に個人事業を法人化しました。10年間の実務経験が個人と法人にまたがっているのですが、実務経験証明書は1枚つくるだけで足りませんか？

A13 いいえ。使用者が異なるので、個人と法人について2枚にわたって作成ください